

仕 様 書

1 業務名

救急自動車重点整備業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。

3 重点整備対象車両

	①定山溪救急車	②中央救急車	③平岸救急車	④清田救急車
登録番号	札幌 800 た 2787	札幌 800 た 4413	札幌 800 た 4412	札幌 800 た 4417
車名・型式	トヨタ ハイメディック CBF-TRH226S	日産 パラメディック CBF-CS8E26 改	日産 パラメディック CBF-CS8E26 改	日産 パラメディック CBF-CS8E26 改
車体番号	TRH226-0020776	CS8E26-000622	CS8E26-000623	CS8E26-000629
初度登録年月	令和1年11月	令和3年2月	令和3年2月	令和3年2月
保管場所	南消防署 定山溪出張所 南区定山溪温泉東 4丁目	中央消防署 中央区南4条西10 丁目	豊平消防署 平岸出張所 豊平区平岸1条11 丁目	清田消防署 清田区平岡1条1 丁目

⑤前田救急車	⑥厚別西救急車	⑦藤野救急車	⑧豊平救急車	⑨北野救急車
札幌 800 た 4416	札幌 800 た 5741	札幌 800 た 5740	札幌 800 た 4865	札幌 800 た 4864
日産 パラメディック CBF-CS8E26 改 CS8E26-000634	日産 パラメディック CBF-CS8E26 改 CS8E26-000867	日産 パラメディック CBF-CS8E26 改 CS8E26-000866	トヨタ ハイメディック 3BF-TRH226S TRH226-0022790	トヨタ ハイメディック 3BF-TRH226S TRH226-0022792
令和3年2月	令和4年1月	令和4年1月	令和3年5月	令和3年5月
手稲消防署 前田出張所 手稲区前田6条 5丁目	厚別消防署 厚別西出張所 厚別区厚別西3条 5丁目	南消防署 藤野出張所 南区藤野2条 3丁目	豊平消防署 豊平区月寒東1 条8丁目	清田消防署 北野出張所 清田区北野7条5丁 目

4 重点整備内容

- (1) 札幌市消防局が所有する救急自動車（日産パラメディック及びトヨタハイメディック）9台について、下回りの防せい加工を実施すること。この際、「内訳表」（別紙1）に記載されている部品を取り外した後に、さび落とし及び洗浄を実施すること。また、塩害防止性能の高い油性塗料を使用し、補機部品を含む下回り全体を塗

装すること。

- (2) 取り外した部品は、新品又はリビルト品（日産及びトヨタ純正のものに限る。）を用意し、取り付けること。また、作業に必要な各ホース、パッキン、ブッシュ、クランプ、ボルト、ナット、ピン、ワッシャー、ブラケット、ガスケット等のスモール部品及び補充用の油脂類は、受託者が新品を用意すること。
- (3) 重点整備に必要な全ての準備が完了したら、整備開始前に委託者の確認を受けること。
- (4) 工場入庫期間中に、委託者が整備状況確認のため必要と判断した場合には、一旦作業を中断し、委託者の確認を受けること。
- (5) 下回り防せい加工開始前と終了後に下回りの写真を撮影し、委託者に提出し確認を受けること。なお、委託者が必要と判断した場合は受託者の工場で実車を確認することがあるため、委託者の指示があるまで部品の取付けは行わないこと。
- (6) 重点整備実施場所への車両の搬送及び重点整備終了後の当市指定場所への搬出は、受託者が行うこと。
- (7) 車両引取時にライト、赤色警光灯、運転席メーター等の電気関係の作動確認を当市職員立合いのもと実施し、納車時も同様の確認をすること。この際、引取りから納車までに発生した不備が確認された場合は、受託者の負担により速やかに修理すること。

5 実施順及び作業期間

(1) 実施順

委託者が指定する順で実施する。

(2) 作業期間

ア 契約締結日から令和7年3月28日までの間で、1台につき10日間程度とする。

イ 原則、2台同時に作業しないこととする。ただし、部品メーカー等の都合により交換部品の調達が相当遅れる等、納期に影響を及ぼす場合は、委託者と協議の上、2台同時に作業させる場合がある。

6 完成検査

業務完了後は、「完了届」（別紙2）を提出し検査を受けること。なお、検査に不合格の場合は、委託者と協議の上、再度整備を実施しなければならない。

7 支払要件

当業務の支払は、検査に合格した後、30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 整備期間内（車両の引取りから納車完了まで）において、万一交通事故が発生した場合は、受託者が一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受託者

の負担により無償で修理を行うこと。

- (3) 重点整備に伴い追加整備の必要が生じた場合は、委託者の指示を受けてから実施すること。なお、委託者に連絡せずに実施した追加整備は、受託者の負担とする。
- (4) 重点整備により、新たに取り付ける部品及び車両から取り外した部品については、車両ごとにそろえ、項目ごとに写真を撮影し、委託者に提出し確認を受けること。
- (5) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努め、材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は委託者の指示によるものとする。

9 問合せ先

札幌市中央区南4条西10丁目
札幌市消防局総務部施設管理課装備係
Tel : 215-2030 担当者 : 山本